

調達要求番号： 6PDC1A0010

陸上自衛隊仕様書		
物品番号		仕様書番号
水戸地方合同庁舎 ばい煙測定		茨城地本-Z26A010
		作成 令和8年1月26日
		変更
		作成部隊等名 自衛隊茨城地方協力本部

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、水戸地方合同庁舎（以下「官側」という。）におけるばい煙及びばいじん濃度・量の測定について規定する。

1.2 引用文書等

この仕様書作成の参考にする資料は次によるものとし、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、契約時における最新版とする。

a) 関係法令

大気汚染防止法

2 ばい煙測定に関する要求

2.1 概要

a) 対象設備

- 1) 機器：矢崎製吸収式冷温水機CH-M80H 1台
- 2) 能力：冷房277Kw 暖房276Kw
- 3) 燃料：都市ガス13A
- 4) 消費量：冷房20.1m³N/h 暖房26.6m³N/h

b) 一般事項

- 1) 測定業務を行う作業員の名簿及び必要な資格証明書の写しを事前に提出し、作業終了後には作業報告書を官側へ提出するものとする。報告書の様式については契約相手方の随意の様式とする。
- 2) 測定業務に必要な機器及び消耗品等については契約相手方が負担するものとする。
- 3) 測定業務に必要な光熱水の使用については官側が負担するものとする。
- 4) 測定業務にあたっては関係法令を遵守し、業務の円滑な遂行と安全確保に努め、建物、既存設備等に損害が及ばないように注意する。万一損害を与えた場合は直ちに官側へ報告し、官側の指示に従い原状回復を実施すること。なお、これらにかかる費用は契約相手方の負担とする。

2.2 仕様

a) ばい煙測定に関する仕様

- 1) 本業務は、本仕様書及び国土交通省大臣官房官庁営繕部の「建築保全業務共通仕様書（令和5年版）」による。
- 2) ばい煙の測定回数は年2回、ばいじん濃度と量の測定回数は年1回とし、測定の結果、必要を要すれば追加で測定を実施する。
- 3) 測定実施日については、契約締結後、官側の担当者と別途調整とする。

3 仕様書等に関する疑義

契約相手方は、この仕様書について明示がない事項または疑義を生じた場合については、官側へ連絡し、協議により定めるものとする。